

東かがわ市規則第30号

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年7月9日

東かがわ市長 上村一郎

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東かがわ市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第15条 略 (1) 略 (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (3)～(20) 略 2 略	(特別休暇) 第15条 特別休暇として次の休暇を付与する。なお、休暇の取得期間及び取得要件については、次の各号及び別表第3に定める場合を除き、正規職員の例による。ただし、第7号から第11号まで及び第18号の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上で任用の日から6月以上の雇用の見込みがある者についてのみ付与し、第12号から第15号まで及び第19号の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上である者についてのみ付与する。 (1) 略 (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (3)～(20) 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。